

令和3年度事業計画

1 基本活動方針

千葉県建設技術センターは、県内の地方公共団体が施工する建設事業の円滑で効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の技術の向上を図り、良質な社会資本整備に寄与することを目的に平成6年4月に設立された。

以来、出捐者である県や市町村の要請に応えるため、さらには、県の行財政改革や公益法人制度改革等を踏まえた公益財団法人への移行(平成25年度)など、経営基盤の安定と業務の執行体制の整備を進めるとともに、法改正を含む社会の変化に即した各種事業の積極的展開及び業務改善を実施し、公益法人としての責務を果たしてきた。

特に、設計積算受託事業を含む発注関係事務については、公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)第21条の「専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施できる者」として、中立かつ公正な立場で積極的に県及び市町村等を支援してきたところである。

令和3年度は、第4次経営計画(平成29年度～令和3年度)の最終年度にあたることから、引き続き建設技術専門集団として自立・安定した経営を持続するとともに、県及び市町村等が実施する建設事業の円滑な推進に一層寄与するため、より質の高いサービスの提供に努めながら、「公益目的事業」並びに公益目的事業に資する「収益事業」を、次のとおり実施する。

2 事業計画

【公益目的事業】

(1) 普及啓発事業

建設事業に関する情報や新技術・新工法等の情報について、通信ネットワークを利用した技術情報共有サイト(CCTCnet[※])等により提供し、県及び市町村と情報の共有を図るとともに、センターが所蔵する各種専門図書を県及び市町村等に貸し出しを行う。

※ CCTCnet : 「千葉県建設技術センター技術情報共有サイト」の略称で、
県・市町村・センター間において、データの配信や取得が可能となる
環境をネットワーク上に構築したもの。

(2) 技術者養成事業

県及び市町村等技術職員の技術力向上を支援するため、各種研修・講習会を実施する。

基礎的な土木技術の習得を図ることを目的とした積算、施工管理、測量などの基礎研修や、専門知識の習得を図ることを目的とした計画、設計、地質調査などの専門研修を実施する。

(3) CALS/EC推進事業

千葉県と締結した「CALS/EC※推進に関する基本協定書」に基づき、県発注の工事や委託の電子成果品の副本（CD-R）を一元的に保管・管理するとともに、電子納品やCAD操作等に関する講習会を県と協力して実施する。

※ CALS/EC：「公共事業支援統合情報システム」の略称で、公共事業の計画、設計、施工、維持管理等の各プロセスで発生する図面・書類・写真等を電子化し、通信ネットワークを利用して、各事業プロセス間で情報を交換・共有・連携できる環境を創出するための取り組み。

(4) 図書配付事業

千葉県が作成する「千葉県積算基準書」の電子版・書籍版を県及び市町村等に配付する。

(5) 建設材料試験事業

公共工事の品質管理に必要なコンクリート、鋼材、土質、骨材及びアスファルトの建設材料5品目49項目の各種品質管理試験を実施する。

当センターは、千葉県が作成した千葉県土木工事施工管理基準等において、一定規模以上の建設工事における特定試験項目の公的試験機関に位置付けられている。また、「アスファルト混合物事前審査制度※」において、県内唯一の審査機関として国から指定を受けている。

※アスファルト混合物事前審査制度：アスファルト混合所から出荷されるアスファルト混合物を、関東地方整備局長が指定するアスファルト混合物事前審査機関において事前に審査認定することにより、従来の工事ごと、混合物ごとに実施してきた基準試験練り等の省力化を図るとともに、アスファルト混合物の安定した品質確保を目的とした制度。

(6) 災害復旧支援技術者派遣事業

県内市町村の管理する公共土木施設が被災した場合に市町村の要請に基づき、速やかに災害復旧支援技術者（行政職員OB等）を現地に派遣し、迅速かつ的確に災害復旧事業を遂行できるよう助言等の技術支援を行う。

(7) 公共土木施設維持管理支援事業

橋梁やトンネル等の道路施設については、5年に1回の近接目視による定期点検が法律で義務付けられており、市町村の技術者不足を補うため、更には市町村が管理する道路施設の点検・診断業務を効率的に実施するため、各市町村と協定を締結し、複数市町村の業務をまとめて発注する「地域一括発注」により支援する。

また、橋梁点検データを活用した橋梁長寿命化修繕計画策定や維持管理・更新に関する技術的な助言など総合的かつ効率的・効果的な道路施設等の維持管理支援を行う。

【収益事業】

(8) 電子情報化支援事業

市町村独自の土木積算システムに使用するデータについて、県の積算基準等の改定に合わせて、その都度、市町村等に配付するとともに、データ配付先の技術職員からの質疑に対応するなど、積算業務の効率化を支援する。

(9) 設計積算受託事業

県及び市町村等が建設工事を発注するための設計積算業務を受託し、発注関係事務の適切な実施を支援する。

(10) 災害復旧支援受託事業

市町村の災害復旧事業における補助金等の申請資料及び査定設計書作成等の業務を支援する。

(11) 建設工事受託事業

県及び市町村等が行う建設事業のうち工事完成までの施工管理補助業務や検査支援業務及び建設工事の調査・設計支援業務等を受託し、良質な社会資本整備に向け支援する。